

議案第12号

西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日

西脇市長 片山 象三

(理由)

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市水道事業の設置等に関する条例（平成17年西脇市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市下水道事業の設置等に関する条例（平成20年西脇市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。